

尾張旭市選挙管理委員会（令和3年第1回）会議録

- 1 開催日時
令和3年3月1日（月）
開会 午前10時
閉会 午前10時40分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員
委員長 赤尾勝男
委員 森賀則、加藤隆広、堤美昭
- 4 欠席委員
0名
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長兼係長 大和弘明、書記 渡邊丈
- 7 議事
第1号議案 選挙人名簿の登録について
第2号議案 選挙人名簿の登録の抹消について
第3号議案 在外選挙人名簿の登録について
第4号議案 在外選挙人名簿の登録の抹消について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから令和3年第1回選挙管理委員会を開催いたします。 本日の議題は、3月の定時登録、在外選挙人名簿関係の議案の計4件でございます。 ご審議のほどよろしく願いいたします。 それでは、委員長お願いします。
委員長	改めましておはようございます。

	<p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。前回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
委員	(なし)
委員長	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>3月の定時登録に関する第1号議案「選挙人名簿の登録について」、第2号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第1号議案、第2号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第1号議案「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかを同日に登録しなければならないとされており、本日は3月の定時登録を行おうとするものでございます。</p> <p>それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録は、令和3年3月1日を登録基準日、3月1日を登録日としまして、令和2年12月1日の定時登録以降の該当者について行うものでございます。</p> <p>まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する</p>

	<p>年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。</p> <p>このため、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成14年12月3日から平成15年3月2日までの出生者、住所要件が、令和2年9月2日から令和2年12月1日の転入者ということになります。</p> <p>次に第2号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>今回の抹消は、令和2年12月1日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。</p> <p>このため、今回抹消される方は、令和2年12月1日から令和3年2月28日までの死亡者又は国籍喪失者と、令和2年8月1日から令和2年10月31日までの市外への転出者でございます。</p> <p>次に、本日配布させていただいた定時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。</p> <p>また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>第1号議案及び第2号議案の説明については以上でございます。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、確認をお願いします。</p>
委員長	では、第1号議案及び第2号議案について、何かご質問等は

	<p>ございませんか。</p>
委員	<p><なし></p>
委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第1号議案及び第2号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第1号議案及び第2号議案は可決されました。 続きまして、第3号議案「在外選挙人名簿の登録について」、 第4号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、まず第3号議案「在外選挙人名簿の登録について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の6第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、1名の方から登録申請があり、それぞれ最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名</p>

	<p>簿に登録しようとするものでございます。</p> <p>次に、第4号議案「在外選挙人名簿の登録の抹消について」ご説明します。</p> <p>公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿に登録されている方が、死亡又は国籍を失ったことを知ったとき、又は国内の市町村に転入して4か月を経過したときなどは、市の選挙管理委員会は、これらの方を在外選挙人名簿から抹消しなければならないとされています。</p> <p>このため、抹消される方は、令和2年8月1日から令和2年10月31日までに国内の市町村において住民票が新たに作成された方でございます。</p> <p>このことにつきまして、1名の方が、国内の市町村に住民票が新たに作成されて4か月が経過したため、在外選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>また、参考としまして、在外選挙人の登録を行いました直前の12月25日時点の登録者数、今回、3月1日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体では、今回登録する1名の方が増え、1名の方が減りますので、37名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>第3号議案及び第4号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第3号議案及び第4号議案について、何かご質問等がございますか。</p>
委員	<p><なし></p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第3号議案及び第4号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	す。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第3号議案及び第4号議案は可決されました。 本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということ ことで事務局から何かありますか。
事務局	報告事項 ○愛知県知事解職請求の経過報告について ○衆議院議員総選挙に係る新型コロナウイルス感染症対策案 について ○市内小学校2校の選挙出前トークの中止について ○令和3年度の選挙管理委員会の予定について ○次回日程確認 令和3年6月1日（火） 午前10時から 302会議室
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。 す。